

シルバー人材センターの安定的な事業運営のために適格請求書等
保存方式導入に係る適切な措置を求める意見書

シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月から、消費税において適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。

しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康保持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

また、センターにとって、新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題である。

よって、国におかれては、センターの会員への配分金については、インボイス制度を適用除外とするなど、センターの安定的な事業運営が可能となる適切な措置をとられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日

衆議院議長 様 ほか

魚津市議会